

令和8年度東京都立世田谷総合高等学校施設開放事業について

1 開放施設及び開放種目

開放施設	開放種目
グラウンド	少年軟式野球、サッカー、少年少女ソフトボール
テニスコート（2面）	硬式・軟式テニス

※ テニスコートは開放1回につき1団体1面の利用とします。

2 開放日及び時間

月	日	曜日	グラウンド		テニスコート	
			午前	午後	午前	午後
5	16	土	○	○	○	○
	17	日	○	○	○	○
6	27	土	○	○	○	○
	28	日	○	○	○	○
10	10	土	○	○	○	○
	11	日	○	○	○	○
	12	月	○	○	○	○
	17	土	○	○	○	○
	18	日	○	○	○	○
11	28	土	○	○	○	○
	29	日	○	○	○	○
2	27	土	○	○	○	○
	28	日	○	○	○	○

※ 午前 9:00～12:00 午後 13:00～16:00

3 団体登録及び使用の申請

施設使用を希望される団体は、以下により団体登録及び使用の申請を行ってください。

(1) 団体登録の要件

- ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
ただし、体育施設を使用する障害のある人々で構成された団体については、5名以上の団体とします。
- イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

(2) 申請期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月16日(月)まで

(3) 申請方法

別紙「施設使用に関する決まり」を確認の上、下記(4)の書類を郵送(必着)又は持参により提出してください。

※ 持参の場合は、平日の午前8時25分から午後4時55分までの時間帯に受け付けます。

(4) 申請書類

ア [施開様式2] 都立学校施設使用団体登録申請書

イ [施開様式3] 登録団体構成表

ウ [施開様式6] 都立学校開放施設使用申込書

※ 様式の電子データを学校ホームページからダウンロードしてください。

4 団体登録及び使用承認

(1) 団体登録

要件を満たしていることを確認できた団体に対し、登録証を交付します。

(2) 使用承認

申請のあった施設使用を適当と認めた場合は、使用承認書を交付します。複数の団体の使用希望日が重複する場合は、調整の上、使用団体を決定します。

5 管理指導員の委嘱

登録団体の代表者の方には、下記の各項目を職務内容とする管理指導員をお引き受けいただきますので、あらかじめご了承ください。

(1) 使用施設の開錠、施錠等に関すること。

(2) 使用施設・用具の管理に関すること。

(3) 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること。

(4) 使用者の規律保持に関すること。

(5) 管理指導日誌の記入に関すること。

(6) 使用者が、施設又は備品等を棄損、滅失又は汚損した場合の運営委員長への報告に関する
こと。

(7) 使用者の事故が発生した場合の適切な対応、管理指導日誌への記入及び運営委員長への報告に関する
こと。

(8) その他運営委員長が指示すること。

6 提出・問合せ先

東京都立世田谷総合高等学校 経営企画室

〒157-0076 東京都世田谷区岡本2-9-1

電話03-3700-4771